補助金調書

補助金名	福岡市自治協議会共創補助金				担当課 （連絡先）	市民局ｺﾐｭﾆﾃｨ推進部 ｺﾐｭﾆﾃｨ推進課（TEL　733-5161）
交　付　先	団体	自治協議会			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	（公募の場合） 公募時期	随時			
（公募の場合） 応募要件	福岡市自治協議会に関する要綱に定められた要件を満たし、登録している団体					
（非公募の場合） 非公募の理由						
補助開始年度	平成16	年度	経過年数	22	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 　自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付する。 【補助対象事業】 　補助金を交付する対象となる事業は、自治協議会が実施する事業であって次の各号に掲げるもの。 （1）安全・安心に関する次に掲げる事業 　イ　交通安全に関する事業 　ロ　防災に関する事業 　ハ　防犯に関する事業 （2）子どもに関する次に掲げる事業 　イ　子どもの健全育成・非行防止に関する事業 （3）環境に関する次に掲げる事業 　イ　環境美化に関する事業 　ロ　ごみ減量・リサイクル推進に関する事業 （4）健康に関する次に掲げる事業 　イ　健康づくりに関する事業 　ロ　集団献血に関する事業 （5）スポーツに関する次に掲げる事業 　イ　スポーツ・レクリエーションに関する事業 （6）男女共同参画に関する事業 （7）その他地域の活性化や課題解決につながる事業 ※補助金の交付を受ける自治協議会は、（1）～（6）に掲げる事業についてはまちづくりの基本となる事業（まちづくり基本事業）として、住みよいまちをつくるために実施するよう努める。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する 理由	地域コミュニティについては、参加者の減少や担い手不足などが課題となっている一方で、少子高齢化の進展や災害の激甚化・頻発化などから、その重要性が再認識されており、自治協議会の運営や活動を支援することで、住民の自治意識の醸成と地域コミュニティの基盤強化を図る必要がある。					

交付対象経費及び補助金の算定方法等

定額

【補助対象経費】
(1)事業費
事業実施に係る経費で、下記の補助対象外経費を除く。(事業費補助対象外経費)

経費区分	内容等
人件費	自治協議会の役員等の手当
食糧費	ただし，酒類代を除く事業実施のために必要な昼食代，弁当代，茶菓代，懇談費等は，必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

(2)運営費
自治協議会の運営に要する経費とし、下記の補助対象経費のみとする。

経費区分	内容等
事務職員雇用等経費	自治協議会の会計，文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費
印刷費	資料等の印刷代等
消耗品費	文房具等事務用品，書籍代等
通信・運搬費	郵便料金等
備品購入費	書庫（キャビネット等），パソコン，机，椅子，テーブル，印刷機等。ただし，事務処理に直接関連しないもの（テレビ，冷蔵庫等）は，対象外とする。
借上費	会場借上，備品借上経費
活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費
会議費	自治協議会の運営会議等に係る経費
その他の経費	その他運営に必要な経費として区長が認めるもの

【補助金の算定方法】
補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において下記に定める額を限度額とする。

自治協議会の区域に係る人口	限度額
2,000 人以下	2,630 千円
2,001 人以上 5,000 人以下	3,050 千円
5,001 人以上 10,000 人以下	3,470 千円
10,001 人以上 15,000 人以下	3,790 千円
15,001 人以上	4,110 千円

(間接補助の場合)間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準

【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】

交付状況等【上段:交付件数】【下段:決算】(※1)

当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
件	(152) 件	152 件	150 件
555,290 千円	(553,690) 千円	535,760 千円	522,979 千円

前年度補助事業の主な実施概要

○まちづくり基本事業
・安全・安心に関する事業(交通安全街頭キャンペーン、夜間パトロール、防災訓練、防犯パトロールなど)
・子どもに関する事業(球技大会、街頭パトロール、子どもの集い、子ども文化祭など)
・環境に関する事業(一斉清掃、ごみ減量啓発活動、環境啓発活動、路上違反広告物撤去活動など)
・健康に関する事業(健康教室、ウォーキング教室、各種検診、集団献血など)
・スポーツに関する事業(各種スポーツ大会の開催など)
・男女共同参画に関する事業(各種研修会、各種講演会の開催、広報紙発行など)
○その他地域の活性化や課題解決につながる事業
・校区夏祭りの開催
・校区運動会の開催
・高齢者ふれあい活動
・人権啓発活動　　など

補助金交付による効果

自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政の共働によるまちづくりを推進することを目的に補助金を交付している。
上記のまちづくり基本事業及びその他地域の活性化や課題解決につながる事業を実施することにより、コミュニティの基盤強化や住民の自治意識の醸成が図られ、地域コミュニティの活性化に寄与している。

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。